

さいたま市告示第1077号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第3項の規定において準用する、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	〇第20号線	さいたま市緑区大字上野田（元染谷分）字東台528番8地先 さいたま市緑区大字上野田（元染谷分）字東台528番8地先	